

鳥取県告示第 896 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県八頭総合事務所長 能 登 克 浩

退任した役員の氏名及び住所

理 事	西 尾 文 雄	鳥取市佐治町津無 66
〃	西 尾 隆 之	鳥取市佐治町津無 479
〃	下 石 讓	鳥取市佐治町畑 238
〃	前 田 寛 文	鳥取市佐治町津無 108
〃	西 尾 洋一郎	鳥取市佐治町津無 454
〃	奥 田 博 美	鳥取市佐治町津無 360
〃	谷 上 正 樹	鳥取市佐治町余戸 399
監 事	中 谷 庄 治	鳥取市佐治町高山 61
〃	小 谷 俊一朗	鳥取市佐治町加瀬木 389
〃	西 尾 光 之	鳥取市佐治町津無 594－3

平成 18 年 3 月 28 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	西 尾 文 雄	鳥取市佐治町津無 66
〃	西 尾 洋一郎	鳥取市佐治町津無 454
〃	奥 田 博 美	鳥取市佐治町津無 360
〃	下 石 讓	鳥取市佐治町畑 238
〃	小 谷 俊一朗	鳥取市佐治町加瀬木 389
〃	前 田 寛 文	鳥取市佐治町津無 108
〃	西 尾 隆 之	鳥取市佐治町津無 479
監 事	中 谷 庄 治	鳥取市佐治町高山 61
〃	西 尾 光 之	鳥取市佐治町津無 594－3
〃	谷 上 正 樹	鳥取市佐治町余戸 399

平成 18 年 3 月 29 日就任 任期 3 年